平成２５年（フ）第１３４８号
京都市中京区壬生辻町28番地２
債務者　岸田　　栄
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３７号
大阪府門真市深田町16番34号
債務者　荒木設備こと　荒木　大輔
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２０号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番３―603号
債務者　松浦　　勇
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６１号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目５番４号
債務者　前田　高寛
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４５号
大阪市鶴見区緑１丁目16番27号　201
債務者　河野　朋之
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５６号
大阪府吹田市五月が丘東９番12号　メゾン南千里503、住民票上の住所大阪府吹田市五月が丘東８番Ｂ―409号
債務者　桝屋　清治
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０９号
大阪府三島郡島本町青葉３丁目２番７号201
債務者　田中　健志
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１０号
大阪府三島郡島本町青葉３丁目２番７号201
債務者　田中　菜緒（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５９号
大阪市西成区花園北１丁目４番16号　グランソシエ花園Ⅲ２―Ｃ
債務者　濵田　千里
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０７号
大阪府守口市大久保町３丁目１番27号
債務者　原田実こと　黄　　南圭
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０８号
大阪府守口市大久保町３丁目１番27号
債務者　原田蓮子こと　裴　　蓮子
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７１９号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾406号
債務者　藪内　道秋
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２０号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾406号
債務者　藪内　富子
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２号
福島市大森字赤沢93番地の３第一カンノハイツ102、従前の住所福島市岡部字大旦96番地の２
債務者　鈴木　正博
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１１３号
福島市大森字赤沢93番地の３第一カンノハイツ102、従前の住所福島市岡部字大旦96番地の２
債務者　鈴木美津子
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
新潟県長岡市上条町221番地　上条コーポ103号室
債務者　星野　　剛
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
新潟県十日町市四日町新田310番地２
債務者　新田伊久雄
１　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市高屋町４丁目39番地　牧村屋ビル３―１
債務者　大洞　弘之
１　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係